

砥部町地域密着型サービス事業者等監査実施要綱

平成19年7月2日
砥部町告示第103号

(目的)

第1条 この告示は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の7、第78条の9、第78条の10、第115条の17、第115条の18、第115条の19、第115条の27、第115条の28及び第115条の29の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定地域密着型介護予防サービス事業者等」という。）及び指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）に対して行う介護給付若しくは予防給付（以下「介護給付等」という。）に係る地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは介護予防支援（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容並びに介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求に関して行う監査に関する基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保健給付の適正化を図ることを目的とする。

(監査方針)

第2条 監査は、指定地域密着型サービス事業者等、指定地域密着型介護予防サービス事業者等及び指定介護予防支援事業者（以下「サービス事業者等」という。）の介護給付等対象サービスの内容について、第4の5に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は介護報酬の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

(監査対象となるサービス事業者等の選定基準)

第3条 監査は、次に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情

ウ 愛媛県、他の市町村及び連合会からの通報情報

エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者

オ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 実地指導において確認した情報

法第23条により指導を行った結果、サービス事業者等について確認した指定基準違反等

(監査実地通知)

第4条 監査対象となるサービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を地域

密着型サービス事業者等に対する監査の実施について（様式第1号）により通知する。ただし、利用者及び入居者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるなど緊急を要すると認められる場合は、口頭により通知し、後日、文書により通知することができるものとする。

- (1) 監査の根拠規定及び目的
 - (2) 監査の日時及び場所
 - (3) 監査担当者
- (監査報告等)

第5条 町長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の当該指定に係る事業者立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

(監査結果の通知等)

第6条 監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、地域密着型サービス事業者等に対する監査の結果について（様式第2号）によりその旨の通知を行うものとする。

- 2 町長は、当該サービス事業者に対して、地域密着型サービス事業者等に対する監査の結果について（様式第2号）により通知した事項について、地域密着型サービス事業者等の監査に係る改善報告書（様式第3号）により報告を求めるものとする。

(行政上の措置)

第7条 指定基準違反が認められた場合には、法第5章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

(勧告)

第8条 サービス事業者等に指定基準違反の事実が確認された場合、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の遵守について（様式第4号）により基準を遵守すべきことを勧告することができる。これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 勧告を受けた場合において当該サービス事業者等は、期限内に勧告事項改善報告書

(様式第5号)により報告を行うものとする。

(命令)

第9条 サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった

ときは、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の遵守に関する勧告に係る措置の実施について（様式第6号）によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

- 2 命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に命令事項改善報告書（様式第7号）により報告を行うものとする。

(指定の取消等)

第10条 町長は、指定基準違反等の内容が、法第78条の10各号、第115条の19各号及び第115条の29各号のいずれかに該当する場合には、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは

一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

なお、指定の取消等をした場合には、遅滞無く、事業所名、指定の取消等に至った経緯等を愛媛県知事に届け出るとともに、公示しなければならない。

（聴聞等）

第11条 監査の結果、当該サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

（経済上の措置）

第12条 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、保険給付の全部又は一部について、法第22条第3項に基づく不正利得の徴収等（返還金）として徴収を行うものとする。

2 命令又は指定の取消等を行った場合には、当該サービス事業所等に対し、原則として、法第22条第3項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額の支払いを求めるものとする。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか事業者等の監査に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月1日告示第19号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

第 号
年 月 日

（事業者名）
（代表者 職 氏名） 様

砥部町長

地域密着型サービス事業者等に対する監査の実施について（通知）

このことについて、砥部町地域密着型サービス事業者等監査実施要綱に基づき、
下記により監査（立入検査）を行うこととしたので通知します。

記

1 日 時 年 月 日（ ） : ～

2 場 所 事業所

3 監査対象

4 監査担当者 課 職 氏名
課 職 氏名

5 出席者 事業所管理者、サービス提供責任者、介護報酬請求担当者

6 準備すべき書類

7 監査の根拠規定 介護保険法第78条の7

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（事業者名）
（代表者 職 氏名） 様

砥部町長

地域密着型サービス事業者等に対する監査の結果について（通知）

このことについて、砥部町地域密着型サービス事業者等監査実施要綱に基づき、
年 月 日に実施した標記監査の結果を下記のとおり通知します。

なお、是正又は改善を要する事項について所定の措置を講ずるとともに、改善結果の報告を要する事項については、別紙（様式第3号）により 月 日までに改善結果を報告してください。

記

様式第3号(第6条関係)

地域密着型サービス事業者等の監査に係る改善報告書

事業者(開設者、法人名)	事業所名
監査実施日	サービスの種類

指摘事項	改善(対応)状況

返還(予定)金額
(うち、介護報酬分 円、自己負担分 円)

(注) 改善状況が確認できる書類等を適宜添付すること。(例：過誤調整ができる書類、変更届書等の写し、勤務体制が確認できる書類など)

（事業者名）
（代表者 職 氏名） 様

砥部町長

地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の遵守
について（勧告）

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の7第1項の規定に基づき、 年 月 日実施した監査（実地検査）の結果、地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）を遵守していないことが認められましたので、法第78条の9第1項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

なお、この勧告に係る期限までに、勧告に従わなかったときは、法第78条の9第2項の規定に基づき、その旨を公表すること、また、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、同条第3項の規定に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。その命令をした場合は、その旨を公示することとなります。

記

1 事業所名

2 勧告理由

省令を遵守していないと認めた事項は次のとおりです。

- (1)
- (2)

3 勧告事項

上記2について、次のとおり改善を勧告します。

- (1) (根拠「省令第 条第 項」)
- (2) (根拠「省令第 条第 項」)

(※：基準違反に該当するものだけを記載すること。)

(裏)

4 改善期限 年 月 日

5 改善報告書の提出

- (1) 勧告事項改善報告書（様式第5号）にこの勧告に係る改善状況を記載し、その状況を客観的に確認できる資料を添付してください。なお、改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載してください。
- (2) 勧告事項改善報告書の提出期限は、年 月 日とします。
- (3) 改善状況を確認するために、場合によっては、事業所を訪問すること等があります。

様式第5号（第8条関係）

勧告事項改善報告書

年 月 日

砥部町長 様

法人名 _____
 代表者 _____ (印)
 事務所 _____
 所在地 _____
 事業所名 _____
 サービス _____
 種 別 _____
 事業所 _____
 所在地 _____

年 月 日 第 号により勧告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勧告事項（全文）	改善結果（具体的に記入）	備 考
(1) （根拠「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）第 条第項」）	(1)	※資料① 資料②
(2) （根拠「省令第 条第項」）	(2)	

※ 備考欄は、勧告のとおり改善をなされた場合は、添付資料の番号を記載し、改善がなされなかった場合はその理由を詳しく記入すること。

様式第6号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（事業者名）
（代表者 職 氏名） 様

砥部町長

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の遵守
に関する勧告に係る措置の実地について（命令）

下記事業所に対し、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第
78条の9第1項の規定に基づき 年 月 日付け 第 号で勧
告をしたところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められま
すので、同条第3項の規定に基づき下記のとおり改善を命じます。

また、当該改善命令については、公示いたします。

なお、この命令に係る期限までに、措置がとられない場合は、法第78条の10
の規定に基づき指定の取り消し、指定の全部若しくは一部の効力を停止する処分を
行うことがあります。

記

1 事業所名

2 命令事項

(1)

（根拠「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平
成18年厚生労働省令第34号。）第 条第 項」）

3 改善期限 年 月 日

4 改善報告書の提出

(1) この命令に係る措置は命令事項改善報告書（様式第7号）へ記載し、報告
してください。

(2) 改善報告書の提出期限は、 年 月 日とします。

(裏)

5 教示

この処分について、不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内（この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は除く。）に町長に対し異議申立てをし、又は行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この処分のあったことを知った日（当該処分について異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）から6か月以内（この決定があった日から1年を経過したとき及び当該処分について異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があった日から1年を経過したときを除く。）に砥部町を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第7号（第9条関係）

命令事項改善報告書

年 月 日

砥部町長 様

法人名 _____
 代表者 _____ (印)
 事務所 _____
 所在地 _____
 事業所名 _____
 サービス _____
 種 別 _____
 事業所 _____
 所在地 _____

年 月 日 第 号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

命令事項（全文）	改善結果（具体的に記入）	添付資料
(1) （根拠「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。）第 条第項」）	(1)	※資料① 資料②

※ 改善結果が客観的に確認できる資料を添付し、それぞれ番号を付し添付資料欄へ記載すること。